

建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領の概要

1 対象外工事

- ①建設工事で予定価格が400-250万円を超えない工事で随意契約によることとしたもの
 ②公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事で秘密にするもの。

2 公表事項及び時期並びに期間

(1) 要綱及び規則等 ※県HPにより公表

公表事項	公表の時期	公表の期間
①要綱及び規則等	本要領の施行日以降	常時
②建設業者施行能力等級表	平成13年6月1日	等級表の有効期間

(2) 一般競争入札及び条件付一般競争入札に付した場合

公表事項	公表要領該当条項	様式等	公表の時期
①入札方式、工事名、工期及び工事場所	2-(2)-ア-(ア)	公告の写し	
②競争入札参加資格	2-(2)-ア-(イ)	※条件付は県HPに公告掲載	公告のとき
③入札執行機関及び入札日	2-(2)-ア-(ウ)		
④競争参加資格確認申請書を提出した者の商号又は名称	2-(2)-ア-(エ)	標準様式第1号 ※電子入札の場合は④を除く	落札者決定後
⑤競争参加資格がないと認めた者の商号又は名称及び理由(事前審査型及び事後審査型含む。)	2-(2)-ア-(オ)		
⑥入札結果 ・入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額(総合評価落札方式の場合は入札者の商号又は名称及び技術評価点並びに入札金額及び評価値) ・落札者の商号又は名称及び落札金額(総合評価落札方式の場合は落札者の商号又は名称及び技術評価点並びに落札金額及び評価値)	2-(2)-ア-(カ) -a	標準様式第2号 ※電子入札の場合は県HP	落札者決定後 ※県HPは毎週火・金(祝日の場合は次の開庁日)
・総合評価落札方式の場合は入札者の商号又は名称、企業の施工能力の配点及び評価点、配置予定技術者の能力の配点及び評価点、施工計画の配点及び評価点、配点合計及び加算点(JVの場合は入札者の商号又は名称、代表者並びに構成員の企業の施工能力の配点及び評価点、代表者並びに構成員の配置予定技術者の能力の配点及び評価点、技術提案の配点及び評価点、配点合計及び加算点点)	2-(2)-ア-(カ) -b	標準様式第2号-1 ※電子入札の場合は県HP	
⑦最低制限価格未満の入札者の商号又は名称(最低制限価格制度適用した場合)	2-(2)-ア-(キ)		
⑧低入札価格調査制度を適用した場合の審査結果	2-(2)-ア-(ク)	標準様式第5号	落札者決定後

⑨予定価格（消費税額及び地方消費税額を含まない。）	2-(2)-ア-(ケ)	標準様式第2号 ※電子入札の場合は県HP	落札者決定後 ※県HPは毎週火・金（祝日の場合は次の開庁日）
⑩最低制限価格（最低制限価格制度を適用した場合に限る。また、消費税額及び地方消費税額を含まない。）	2-(2)-ア-(コ)	標準様式第2号 ※電子入札の場合は県HP	落札者決定後 ※県HPは毎週火・金（祝日の場合は次の開庁日）
⑪低入札調査基準価格（低入札価格調査制度を適用した場合に限る。また、消費税額及び地方消費税額を含まない。）	2-(2)-ア-(サ)	標準様式第2号 ※電子入札の場合は県HP	落札者決定後 ※県HPは毎週火・金（祝日の場合は次の開庁日）
⑫積算内訳書（消費税額及び地方消費税額を含まない。）	2-(2)-ア-(シ)	標準様式第7号	落札者決定後
⑬契約の内容 ・契約の相手方の商号又は名称及び住所 ・工事名・場所・種別及び概要 ・工期・契約金額	2-(2)-ア-(ス)	契約書の写し (項目を満たす)	契約締結後
⑭契約金額を変更したときの変更事項 ・上記⑪の契約並びに契約変更の理由	2-(2)-ア-(セ)	変更契約書の写し (項目を満たす)	

※ 当該年度及び翌年度。ただし、繰越及び債務負担行為事業で、その期間が1年以上の場合は、事業終了日の属する翌年度までに閲覧に供するものとする。

(3) 隨意契約によることとした場合

公表事項	公表要領該当条項	様式等	公表の時期
①契約の相手方を選定した理由	2-(2)-イ-(ア)	標準様式第6号	
②予定価格	2-(2)-イ-(イ)	標準様式第6号	落札決定後
③見積結果（電子入札によるもの） ・見積書提出者の商号又は名称及び各見積書提出者の各回の見積金額	2-(2)-イ-(ウ)	標準様式第2号 ※県HP	※毎週火・金（祝日の場合は次の開庁日）
④積算内訳書（消費税額及び地方消費税額を含まない。）	2-(2)-イ-(エ)	標準様式第7号	落札決定後
⑤契約の内容 ・契約の相手方の商号又は名称及び住所 ・工事名・場所・種別及び概要・工期・契約金額	2-(2)-イ-(オ)	契約書の写し (項目を満たす)	契約締結後
⑥契約金額を変更したときの変更事項 ・上記⑤の契約の内容並びに契約変更の理由	2-(2)-イ-(カ)	変更契約書の写し (項目を満たす)	

※ 当該年度及び翌年度。ただし、繰越及び債務負担行為事業で、その期間が1年以上の場合は、事業終了日の属する年度まで閲覧に供するものとする。

3 公表の方法

- ・公表は、県ホームページにより公表（電子入札案件（入札・検査センターにて公表））するものを除き、入札を執行する課又は現地機関に閲覧所を設け、公衆の閲覧に供して行う。
- ・公表書類の写しの交付請求があった場合の手続き及び実費の徴収については、佐賀県情報公開条例の公文書の写しの交付と同じ取扱いとする。なお、写しの交付請求には、別紙交付申請書を使用する。